

## 中心市街地の活性化を図るための基本的な方針（抜粋）

- 第1章 中心市街地の活性化の意義及び目標に関する事項
- 第2章 中心市街地の活性化のために政府が実施すべき施策に関する基本的な方針
- 第3章 中心市街地の位置及び区域に関する基本的な事項
- 第4章 中心市街地における土地区画整理事業、市街地再開発事業、道路、公園、駐車場等の公共の用に供する施設の整備その他の市街地の整備改善のための事業に関する基本的な事項
- 第5章 中心市街地における都市福利施設を整備する事業に関する基本的な事項
- 第6章 公営住宅等を整備する事業、中心市街地共同住宅供給事業その他の中心市街地における住宅の供給のための事業及び当該事業と一体として行う居住環境の向上のための事業に関する基本的な事項
- 第7章 中小小売商業高度化事業、特定商業施設等整備事業、民間中心市街地商業活性化事業その他の中心市街地における経済力の向上のための事業及び措置に関する基本的な事項
- 第8章 第4章から第7章までの事業及び措置と一体的に推進する事業に関する基本的な事項
  - 1. 公共交通機関の利用者の利便の増進を図るための事業等
- 第9章 第4章から第8章までの事業及び措置の総合的かつ一体的推進に関する基本的な事項
  - 1. 推進体制の整備
    - (1) 市町村の推進体制の整備等
    - (2) 中心市街地活性化協議会の設置
  - 2. 基本計画に基づく事業及び措置の一体的推進等
- 第10章 中心市街地における都市機能の集積の促進を図るための措置に関する基本的な事項
  - 1. 都市機能の集積の促進の考え方
  - 2. 都市計画手法の活用
  - 3. 都市機能の適正立地、既存ストックの有効活用等
  - 4. 基本計画に記載すべき事項等
- 第11章 特定民間中心市街地経済活力向上事業の中心市街地への来訪者又は中心市街地の就業者若しくは小売業の売上高の増加の目標の設定に関する事項
- 第12章 その他中心市街地の活性化に関する重要な事項